

県直営による公の施設の管理運営状況

施設の名称	水道事業
所在地	—
所管部局・課	企業局 水道課

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

地方公営企業法、水道法、群馬県公営企業の設置等に関する条例

2 施設の役割

(1) 設置目的

昭和52年度に策定した「群馬県水道整備基本構想」に基づき、県営による水道用水供給事業を実施することにより、市町村等の水道事業の経営の安定化を図ることを目的とする。

(2) 設置当初の状況

本県は、地下水が豊富なため、従来から水需要の多くは、その水源を地下水に依存していたが、人口の集中化の著しい県内平坦部においては従来のような地下水の無制限な依存は、地下水位の低下や水質の悪化などから不可能になりつつあり、当時の給水体制をもってしては、近い将来、十分な水供給を行うことは困難になることが予想された。これに対処して、安定した給水体制を確立するためには、地下水依存から表流水を依存水源とする広域的な水対策を講じるため各地域において整備計画を策定し、各水道の供給を開始した。

・昭和52年度に「県央地域広域的水道整備計画」を策定し、昭和58年度に利根川右岸の高崎市を中心とした区域に県央第一水道、平成10年度に利根川左岸の前橋市を中心とした区域に県央第二水道の供給を開始した。

・昭和60年度に「東部地域広域的水道整備計画」を策定し、平成2年度に渡良瀬川から取水し新田山田地域(大間々町、笠懸町、藪塚本町、新田町)に新田山田水道、平成9年度に利根大堰湛水池から取水し東部地域(太田市、館林市、大泉町、邑楽町、千代田町、明和町、板倉町)に東部地域水道の供給を開始した。

(3) 施設を取り巻く現状

ア 県央第一水道

区域内の平成27年度末の給水人口は56万人、1日に消費する水道水は28万立方メートルであり、このうち12.4万立方メートルを県央第一水道から賅っている。

イ 新田山田水道

区域内の平成27年度末の給水人口は24万人、1日に消費する水道水は10万立方メートルであり、このうち2.2万立方メートルを新田山田水道から賅っている。

ウ 東部地域水道

区域内の平成27年度末の給水人口は21万人、1日に消費する水道水は15万立方メートルであり、このうち2.5万立方メートルを東部地域水道から賅っている。

エ 県央第二水道

区域内の平成27年度末の給水人口は60万人、1日に消費する水道水は30万立方メートルであり、このうち5.4万立方メートルの水道水を県央第二水道より賅っている。

3 施設の概要

名称	1. 県央第一水道	2. 新田山田水道
所在地	浄水場: 北群馬郡榛東村大字広馬場411-1 給水先: 前橋市、高崎市、榛東村、吉岡町	浄水場: みどり市大間々町桐原1033-1 給水先: 群馬東部水道企業団
設置年月日	昭和58年4月1日	平成2年4月1日
敷地面積(所有者)	55,584平方メートル(群馬県)	31,938平方メートル(群馬県)
主な施設(床面積、階数等)	浄水場計画給水能力160,000立方メートル/日、送水管路34.8キロメートル	浄水場計画給水能力42,300立方メートル/日、送水管路17.8キロメートル
建設費	19,000,000千円	14,500,000千円

名称	3. 東部地域水道	4. 県央第二水道
所在地	浄水場: 邑楽郡千代田町大字赤岩333 給水先: 群馬東部水道企業団	浄水場: 渋川市北橋町箱田821 給水先: 前橋市、伊勢崎市、玉村町、桐生市、渋川市
設置年月日	平成9年10月22日	平成10年6月1日
敷地面積(所有者)	53,865平方メートル(群馬県)	82,700平方メートル(群馬県)
主な施設(床面積、階数等)	浄水場計画給水能力40,750立方メートル/日、送水管路40.2キロメートル	浄水場計画給水能力146,000立方メートル/日、送水管路95.9キロメートル
建設費	25,000,000千円	60,900,000千円

◇利用料等

◇利用時間(休館日)

区分	金額	24時間365日(年中無休)継続して受水市町村等へ給水を行う。
受水市町村		
県央第一水道	50円/立方メートル	
新田山田水道	102円/立方メートル	
東部地域水道	102円/立方メートル	
県央第二水道	102円/立方メートル	

4 施設における実施事業

受水市町村等への水道用水の供給

5 管理運営コストの状況

(1) 県央第一水道

(千円)

区 分	29年度(当初予算額)	28年度(決算額)	27年度(決算額)	26年度(決算額)	25年度(決算額)
歳 入 (1)	2,511,635	2,327,616	2,334,049	2,317,030	2,316,620
使用料	2,511,635	2,327,616	2,334,049	2,317,030	2,316,620
雑入	0	0	0	0	0
歳 出 (2)	1,475,307	1,047,854	1,113,664	1,133,805	1,156,998
常勤職員	92,805	92,881	98,988	119,442	126,814
非常勤職員	4,141	3,421	3,466	3,455	3,455
修繕費	87,393	41,062	41,576	63,664	36,219
委託費	182,871	108,143	146,296	122,988	179,357
その他	1,108,097	802,347	823,338	824,256	811,153
歳入・歳出の差額(1)-(2)	1,036,328	1,279,762	1,220,385	1,183,225	1,159,622
歳入・歳出の主な増減理由	・委託費の増減は、浄水発生土処理・運搬費の増減による。 ・修繕費の増減は、年度ごとの修繕計画の増減による。				

(2) 新田山田水道

(千円)

区 分	29年度(当初予算額)	28年度(決算額)	27年度(決算額)	26年度(決算額)	25年度(決算額)
歳 入 (1)	914,799	909,535	912,152	901,448	915,753
使用料	914,799	909,535	912,152	901,448	915,753
雑入	0	0	0	0	0

歳出(2)	691,195	563,323	594,976	562,128	539,743
常勤職員	97,394	99,057	96,178	91,687	90,501
非常勤職員	3,790	3,538	3,563	3,486	3,495
修繕費	34,984	20,383	37,586	32,744	35,114
委託費	109,335	76,993	89,993	60,132	61,158
その他	445,692	363,352	367,656	374,079	349,475
歳入・歳出の差額(1)-(2)	223,604	346,212	317,176	339,320	376,010
歳入・歳出の主な増減理由	・委託費の増減は、浄水発生土処理・運搬費の増減による。				

(3) 東部地域水道

(千円)

区 分	29年度(当初予算額)	28年度(決算額)	27年度(決算額)	26年度(決算額)	25年度(決算額)
歳入(1)	1,039,140	982,647	984,140	981,449	1,008,966
使用料	1,039,140	982,647	984,140	981,449	1,008,966
雑入	0	0	0	0	0
歳出(2)	925,350	713,909	860,841	883,583	879,978
常勤職員	95,187	96,076	103,048	109,001	101,557
非常勤職員	3,912	3,474	3,458	3,588	3,590
修繕費	53,970	37,403	53,127	47,795	62,045
委託費	139,892	87,097	85,997	127,195	93,797
その他	632,389	489,859	615,211	596,004	618,989
歳入・歳出の差額(1)-(2)	113,790	268,738	123,299	97,866	128,988
歳入・歳出の主な増減理由	・27年度及び28年度の委託費の減は、浄水発生土処理・運搬費の減による。 ・28年度の歳出の減は、減価償却費及び資産減耗費の減による。				

(4) 県央第二水道

(千円)

区 分	29年度(当初予算額)	28年度(決算額)	27年度(決算額)	26年度(決算額)	25年度(決算額)
歳入(1)	2,234,105	2,166,090	2,168,796	2,137,720	2,138,119
使用料	2,234,105	2,166,090	2,168,796	2,137,720	2,138,119
雑入	0	0	0	0	0
歳出(2)	1,846,896	1,628,264	1,810,303	1,880,465	1,818,476
常勤職員	89,042	97,263	103,142	101,389	98,901
非常勤職員	10,891	5,516	5,446	5,479	4,149
修繕費	76,749	30,935	51,555	66,907	64,036
委託費	184,569	112,335	115,249	155,312	117,218
その他	1,485,645	1,382,215	1,534,911	1,551,378	1,534,172
歳入・歳出の差額(1)-(2)	387,209	537,826	358,493	257,255	319,643
歳入・歳出の主な増減理由	・28年度の歳出の減は、減価償却費の減による。				

6 職員の状況(各年度4月1日現在)

(1) 県央第一水道

(人)

	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度
常勤職員	18	18	17	17	18
臨時・非常勤職員	2	2	2	2	2
合 計	20	20	19	19	20

(2) 新田山田水道

(人)

	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度
常勤職員	12	12	12	12	13
臨時・非常勤職員	2	2	2	2	2
合 計	14	14	14	14	15

(3) 東部地域水道

(人)

	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度
常勤職員	13	13	13	14	14
臨時・非常勤職員	2	2	2	2	2
合 計	15	15	15	16	16

(4) 県央第二水道

(人)

	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度
常勤職員	14	14	14	15	15
臨時・非常勤職員	3	3	3	3	2
合 計	17	17	17	18	17

7 施設利用の状況

区 分	29年度※	28年度	27年度	26年度	25年度
施設稼働率(%)					
県央第一水道	100	100	100	100	100
新田山田水道	73	73	73	73	73
東部地域水道	78	80	78	78	78
県央第二水道	49	49	49	49	48
稼働率対象施設(設備)	契約水量(日平均)÷浄水場の計画給水能力(日平均)				
利用者の主な増減理由	受水団体との契約水量の増減による				

※ 見込み数又は途中実績を記入

8 必要性及び管理運営方法の方向性

区分	内容
施設の必要性	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 県の施設としてこのまま存続 <input type="checkbox"/> 県の施設として事業規模等を縮小して存続 <input type="checkbox"/> 市町村に移管・譲渡 <input type="checkbox"/> 民営化・民間譲渡 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他 </p> <p> 本県の水道用水供給事業は、市町村の要請により県が策定した「群馬県水道整備基本構想」、「県央地域広域的水道整備計画」、「東部地域広域的水道整備計画」に基づき企業局が事業化したものである。 現在では県内水道で使われる水の約3割を企業局の水道用水でまかなっており、安全な水の安定供給と地盤沈下防止の観点からも必要性が認められる施設である。 </p>
指定管理者制度	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 県直営 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度導入 <input type="checkbox"/> その他 </p> <p> 現段階において、本県の水道用水供給事業に対する指定管理者制度の導入は検討していない。しかし、水道事業の経営環境は人口減少等により厳しさを増しており、各水道事業体において、事業統合による広域化を推進し、経営基盤の強化を図るための取組が進められている。 本県においても、東毛地区8市町(太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町)の水道事業が統合して群馬東部水道企業団が発足し、平成28年4月に給水事業を開始した。 </p>
業務等の見直し	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの検討が必要なものがある <input type="checkbox"/> 当面見直しの必要はない </p> <p> 県営水道は水道用水供給事業として、受水市町村等へ水道用水を供給しており、安心・安全な水の観点から、県が責任を持ち管理運営することが望ましいと認識している。 しかしながら、水需要が減少する一方で、老朽化等に対する設備更新需要は高まっており、より効率的な運営方法を検討していく必要がある。 </p>